

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和元年8月9日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇.〇月〇日に私と県が協議した中で、〇月〇日～〇/〇日までの週で回答するとした書類に基づいた中で、回答日に回答できない失態を証明する関係書類（経緯経過）等の書類と指示書類全部（〇〇、〇〇、〇〇）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年8月23日、実施機関は、本件請求に対して「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知している。

3 審査請求

令和元年8月26日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月14日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類R〇.〇月〇日の協議書で回答するとした協議書類に付けた関係書類があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求は、旧条例第15条第2号に該当するものと判断した。

旧条例第15条は、一定の場合には、公開を求められた個人情報について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

旧条例第15条第2号は、公文書が物理的に存在しない場合において、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

審査請求人が開示を求めている個人情報は、作成、又は取得しておらず、文書が不存在である。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和元年8月1日に審査請求人が自ら作成し、農林水産部阿南に渡した協議書に関連して、実施機関が作成又は取得し、協議書とともに保管している保有個人情報を記録した公文書が、審査請求人が回答日に回答できない県の失態を証明する関係書類（経緯経過）等にあたると考え、その開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の弁明によると、本件請求に対して、当該公文書を作成し、又は取得したという事実はないとのことである。

イ 審査請求人は、何らかの関係書類が存在する筈である旨主張しているが、当審査会としては、審査請求人が農林水産部阿南に渡したとする協議書の内容に関連して何らかの公文書が作成し、又は取得され、かつ、その中に審査請求人を本人とする保有個人情報があることを明確な根拠をもって疑うことはできず、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

エ なお、審査請求人は、審査請求書では「協議書類に付けた関係書類がある」と記載しその開示を求めているが、当審査会で判断すべきは、本件請求に係る個人情報開示請求書に記載された保有個人情報の内容についての解釈及び本件決定の妥当性についてのみである。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月14日	諮問
同 年7月28日 第3部会（第2回）	審議
同 年9月 1日 第3部会（第3回）	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	